貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社北海運輸（法人番号２４６０１０１００１５９２）　代表者沢本一輝	北海道河西郡芽室町東芽室基線２－１	本社営業所	北海道河西郡芽室町東芽室基線２－１	R7.1.16	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他１件	令和６年１１月２８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」））第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）	０	０
	以下余白									